

東京都公衆浴場対策協議会 (第21次協議会 第4回)

令和2年2月5日(水)

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

午後2時59分開会

○猪俣課長 大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより「第21次第4回東京都公衆浴場対策協議会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私、生活文化局消費生活部生活安全課長を務めております猪俣と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。ここから、着座にて失礼させていただきます。

本日、協議会委員の皆様18名のうち、14名の委員の皆様にご出席をいただいております。

本日の議題に入らせていただく前に、本協議会の委員に異動がございましたので、新しく委員に御就任された方々を御紹介させていただきます。

最初に、利用者代表で、東京消費者団体連絡センター事務局の星野綾子委員でございます。

○星野委員 星野です。よろしくをお願いいたします。

○猪俣課長 続きまして、東京都民生児童委員連合会常任協議員の大西正男委員でございます。

○大西委員 大西です。よろしくお願ひします。

○猪俣課長 続きまして、関係行政機関委員で、葛飾区副区長の笥晃一委員でございます。

○笥委員 笥です。よろしくお願ひします。

○猪俣課長 以上でございます。ありがとうございました。

なお、本日、伊藤委員、熊迫委員、笹井委員、内藤委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

次に、本日の会議資料を確認させていただきます。ペーパーレスの取組を推進するため、資料はお手元のタブレット端末に御用意してございます。

なお、タブレット端末以外には、小委員会以降の日程調整表として紙で机上に配付させていただいております。そちらにつきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

それでは、タブレット端末内の資料の確認をお願いいたします。

今、お手元に協議会次第が映っていらっしゃいますでしょうか。映っていらっしゃらない方は、下のところのボタンを2回押していただきまして、出てきた表示を押していただきますと出てくると思いますが、大丈夫でしょうか。この次第から、画面に人差し指など、指1本で触れていただきまして、左に画面をスライド、横にずらしていただきますと左にページが送られまして、次のページが御覧いただけるようになってございます。逆に、右にスライドしていただきますと、ページが戻るようになってございます。

また、画面を1回、ぼんと押していただきますと、右側の下のところに両方に向いた矢印が出てくるかと思うのですが、そちらを御利用いただいてもページを動かすことができるようになってございます。

また、本日は、座席表以外はA4縦判の資料になってございますので、基本的に横にしな

くても大丈夫かと思えます。既に横で御覧になっていただいている方もいらっしゃいますが、横にしても資料を御覧いただくことは可能でございます。

また、部分的に広げて御覧になりたい方は、2つの指で挟むようにそのところをつまむような形で触っていただいて、指で広げていただきますと、拡大して御覧いただくこともできるようになってございます。

なお、操作につきましては、もし御不明な点、お分かりにならない点がございましたら、近くの職員が操作のお手伝いをさせていただきますので、その都度、挙手いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、説明がちょっと長くなりましたが、順次、資料の確認を1ページからさせていただきます。

まず、1ページが協議会の次第です。

右にスライドしていただきますが、2ページが協議会委員名簿。

3ページが、座席表。

4ページと5ページが、協議会設置要綱。

6ページの資料1が「令和2年公衆浴場対策協議会の日程（案）」。

7ページの資料2が「令和2年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等（案）」。

8ページ～10ページにかけまして資料3となりますが、こちらは「公衆浴場入浴料金算定基準」。

11ページの資料4が「令和2年会計調査対象浴場の選定条件（案）」。

12ページの資料5が「令和2年会計調査対象浴場の選定条件（案）該当浴場数」。

13ページの資料6が「都内公衆浴場数の推移及び入浴料金統制額の改定状況」。

14ページ～16ページまでの資料7が「令和元年東京都公衆浴場入浴料金統制額について」。

17ページ～19ページの資料8が「令和元年東京都公衆浴場対策協議会報告（意見）を受けた取組状況」。

以上でございますが、特に不備等ございませんでしょうか。

なお、そのほかに、席上には青色のファイルを置かせていただいておりますが、こちらは公衆浴場関係の資料集となっております。このファイルは、会議終了後、回収させていただきます。会議開催の都度、準備させていただくものでございます。

それでは、資料確認等、説明が長くなりましたが、ここからは議事進行を梅崎会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○梅崎会長 法政大学の梅崎です。よろしくお願いいたします。

ここからは、私が議事を進行させていただきます。

まず、議事に入ります前に、本日の会議は公開で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○梅崎会長 ありがとうございます。

なお、会議の速記録等をホームページに掲載することについて、事務局から説明があります。

○猪俣課長 御説明させていただきます。

本協議会の会議は、原則公開で行っております。東京都は、情報公開を積極的に推進していく観点から、会議の議事録及び配付資料につきましては消費生活部のホームページ、「東京くらしWEB」に後日掲載させていただきますので、御了承をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○梅崎会長 次に、本協議会では知事から、令和2年公衆浴場入浴料金統制額について検討依頼を受けることになっております。

それでは、事務局からお願いします。

○猪俣課長 本協議会の検討依頼につきましては、知事に代わりまして浜生活文化局長から梅崎会長に検討依頼を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○浜委員

下記の事項について検討依頼する。

令和2年2月5日

東京都知事 小池百合子

記

令和2年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について

よろしくお願いいたします。

(浜生活文化局長から梅崎会長へ依頼文の手交)

○梅崎会長 ありがとうございます。

それでは、浜生活文化局長より御挨拶いただきます。

○浜委員 生活文化局長の浜でございます。第4回協議会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

ただいま、梅崎会長に、令和2年の公衆浴場入浴料金統制額につきまして、知事に代わりまして御検討をお願い申し上げました。

公衆浴場は御承知のとおり、入浴機会を提供するだけでなく、地域住民の健康作りや交流の場でもございまして、日本の誇るべき伝統的な生活文化でもございます。

いよいよ7月には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、この大会はスポーツの祭典であるだけでなく、文化の祭典でもございます。

東京都では、現在「Tokyo Tokyo FESTIVAL」と銘打ちまして、様々な文化プログラムを展開しておりますが、5月から大会期間にかけて、公衆浴場組合を主体とする銭湯を舞台にしたアートイベントも実施される予定でございます。この機会に、銭湯の魅力をさらに国内外に発信していくことを期待しております。

また、昨年度からは公衆浴場の活性化を図るための実証事業を、公衆浴場組合の皆様方の御協力をいただきながら進めているところでございます。より多くの浴場の方に活性化の取組を実践していただけることを期待するとともに、東京都としても積極的に応援をしてまいりたいと思っております。

入浴料金の統制額につきましては、知事が入浴料金の最高限度額として指定するものでございまして、浴場経営や利用者負担に直接影響を与えますことから重要な決定事項でございます。

昨年は、消費税率の引き上げなどに伴いまして、5年ぶりに料金が引き上げられましたが、公衆浴場は設備の老朽化、後継者不足による経営者の高齢化などの様々な課題を抱えており、依然として厳しい経営環境の中にあると承知しております。

一方で、先日、政府は我が国の経済動向は緩やかに回復しているというふうに発表いたしました。都民や中小企業の中には、こうした実感を必ずしも得られていないという声もでございます。

こうした公衆浴場を取り巻く社会経済の状況を踏まえまして、委員の皆様方には専門的な御見地から幅広く御検討いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

ただいま、「令和2年東京都公衆浴場入浴料金の統制額について」、知事から検討を依頼されました。本協議会において審議してまいります。

それでは、会議次第に従いまして会議を進めてまいります。

議事の(1)「令和2年公衆浴場対策協議会の日程について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○猪俣課長 それでは、資料1につきまして御説明させていただきます。

お手元のタブレット端末の右上の資料1をお開きください。右下のほうにページが出ている場合、6/19というページが出るかと思いますが、右上に資料1と記載された資料になります。

こちらは、令和2年公衆浴場対策協議会の今後の日程と統制額の決定までの流れについてお示ししてあります。

都では、都内の全ての浴場を対象にした「公衆浴場基本調査」、こちらを実施しております。現在、昨年9月1日時点における経営実態等の調査結果を取りまとめているところでございます。

そして、本日は、この資料の右側の2番目の四角内の「第4回協議会」でございます。先ほど、協議会に対しまして、知事から「令和2年統制額の検討依頼」をさせていただきましたが、本日の協議会では、これから議題となります「統制額算定方法」、それから「会計調査対象浴場選定条件」について御審議をいただきます。そして、その決定を受けまして、標準的な浴場40軒程度を対象に詳細な会計調査を実施することとしております。

ここで、委員の皆様方には事前に御案内させていただきましたが、昨今、働き方改革の取組などの一環といたしまして、協議会運営を効率的に行うために、今年の協議会から例年2月と4月に分けて開催しておりました本協議会を、2月の協議会に2回分、議題を集約して審議していただくことといたしましたので、昨年まではこちらの資料で言いますと4月の協議会というのもあったのですが、こちらが1つになっているという形になります。

また、その下、小委員会の設置及び統制額に対する意見・要望の聴取も、そのため第4回の本日の会議で行わせていただきたいと思いますと考えております。

なお、こうした会議運営の効率化を図ったのですが、社会情勢の変化等によりましては、改めて御審議が必要との御提案などをいただいた場合につきまして、別途調整をさせていただきますと思っております。

続きまして、その下、小委員会でございますが、左側の40軒程度の会計調査を取りまとめた後になります。本日、設置が決定されましたら、5月12日～15日までの間に設置させていただきます予定です。こちらは、学識経験者の委員の皆様をもって構成いたします。

審議事項といたしましては、そちらにございますとおり、統制額原価計算表の作成と協議会報告案の起草となっております。

その小委員会を経まして、第5回協議会、下に矢印が引かれていますが、そちらのとおり、5月26日～29日までの間に開催させていただく予定となっております。こちらの審議事項といたしましては、協議会報告案の審議、決定、それから協議会報告書を知事に提出するということになってございます。

なお、本年に関しましては、小委員会、第5回協議会について、状況により開催時期がずれる可能性がございます。御了承いただきたいと思います。

そのため、本日お手元に日程調整表をお配りしているのですが、こちらの資料1の開催期間以外の期間、日程についても一応確認させていただくということで、少し広めに期間をとらせていただいているという点につきましても御了承いただきたいと思いますと思っております。

第5回協議会を経まして、都は協議会報告書を受領した後、当日、協議会報告について報道発表を行い、その後、統制額の指定について知事決裁を受け、改定を行う場合は東京都公報で告示を行うというスケジュールになります。

以上が、資料1の今後の協議会日程と統制額指定までの流れとなります。

説明は、以上でございます。

○梅崎会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言をお願いいたします。

なお、発言の際には、お近くのマイクをお使いください。何かございますでしょうか。

それでは、今後の協議会の開催日程につきましては、事務局の説明内容に従って進めていくこととします。

続きまして、議事の(2)「令和2年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法等について」、事務局から説明をお願いします。

○猪俣課長 それでは、算定方法等について御説明させていただきます。

右側にページを進めていただきまして、7ページです。資料2をお開きください。令和2年公衆浴場入浴料金統制額の算定方法について、その基本的考え方、算定手順を定めたものでございます。

まず、1の「入浴料金統制額の指定」でございますが、入浴料金の統制額は物価統制令に基づく統制料金となっております。都道府県知事が入浴料金の最高限度額を指定いたします。各浴場事業者の皆様は、知事が指定した統制料金の範囲内で入浴料金を定めることとなっております。

続きまして、2番の「入浴料金統制額の算定方式」につきましては、事業が効率的に行われた場合に要する費用総額に、適正な事業報酬を加えた原価が総収入と見合うように料金を設定するという総括原価方式を用いることとしております。

続きまして、3番の「入浴料金統制額の算定手順」でございます。

(1)の「会計調査対象浴場の選定」といたしまして、使用燃料や用水、入浴料金収入面で標準的な浴場40軒程度を選定いたします。

(2)の「会計調査の実施」につきましては、(1)で選定いたしました40軒程度の浴場の直近1年間の決算書、会計帳簿等との調査分析を行いまして、入浴料金収入や人件費、燃料費といった収支科目ごとに令和元年、前年の平均収支実績表を作成いたします。

(3)の「収支推定表の作成」でございますが、上記(2)で作成しました令和元年の収支実績表の数値を基礎に、それぞれの収支科目ごとに令和2年の所要額を推定して収支推定表を作成いたします。

最後に、(4)の「入浴料金統制額の算定」でございますが、これまで御説明しました手順を経まして、推定収入と推定費用の差額から入浴料金の所要変動率を算出し、料金を算定することとしております。

次に、8ページの資料3に移らせていただきます。こちらは「公衆浴場入浴料金算定基準」でございますが、公衆浴場入浴料金を具体的に算出していく際の基準について本協議会が定めたものでございます。

第1条及び第2条では、料金の算定は総括原価方式で行うことを規定しております。

第3条では、原価計算期間は事業年度を単位として、将来の1年間とすることを規定しております。

第4条は次のページにかけてになりますが、人件費、用水費及び光熱費など、営業費用の科目ごとにその算定方法について規定しております。

続きまして、次の9ページの5条～7条になりますが、営業外費用、事業報酬、建物再調達費の算定方法について規定し、第8条では原価計算表と経費内訳について規定しております。

続きまして、10ページをお開きください。この表は、先ほど御説明しました公衆浴場入浴料金算定基準の第8条で規定する原価計算表の様式で、原価計算表の収支科目の説明と

計算方法などをお示ししているものでございます。

表中の科目欄のところを御覧いただきたいのですが、1の「入浴料金収入」から4の「特別利益」までが収益合計を算出する科目となっておりまして、逆に5の「人件費」から19番の「建物再調達費」までが費用合計を算出する科目となっております。

20番の「収支差」では、収益合計と費用合計の差額を計上し、この20の「収支差」に21の「事業報酬」を加えて過不足額というものを算出いたします。

最後に、この過不足額を解消するための入浴料金の「所要変動率」を出すのですが、そちらについて一番右下の枠の中にございます計算式により算定をいたします。

表右端の推定の欄につきましては、令和元年会計調査による実績値を基に、令和2年の収入と費用の推定額を算出する際、どのような数字にするか記載しております。

「実績」と記載しているものにつきましては、令和2年の推定額は令和元年の会計調査の実績値をそのまま横引きするということとなります。「実績×適正な増減率」と記載しているものにつきましては、令和元年の会計調査の実績値に、例えば消費者物価指数など変動要素を反映して算定するということとございます。

細かい点の御説明となりましたが、以上で資料2、資料3の説明を終わらせていただきます。

○梅崎会長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○若月委員 主婦連合会の若月です。

項目の中の21番に「事業報酬」というのがあって、「資本報酬」と説明が書いてありますが、いま一つ、ぴんときないので、もう少しどんなものか説明していただけるとありがたいのですが。

○梅崎会長 少し追加で御説明をしていただけますか。

○猪俣課長 簡単に言いますと、経営に関して経営側が報酬を受ける、その報酬面の計算です。そういう計上になります。

○若月委員 通常で言う最終的な法人の利益ということですか。

○猪俣課長 そうですね。法人の利益というか、要は経営する側の経営者側の利益です。

○若月委員 収支差で。

○梅崎会長 高橋委員からございましたらお願いします。

○高橋委員 私のほうから少し補足いたしましょうか。

(総括原価方式において、投下された資本に対する)一定程度の利益を検討に入れるというか、その要素に入れるということで、こういった形で入っているという理解をしております。

○若月委員 そうすると、たとえ収支差がマイナスになったとしても、この事業報酬はまた別途ここに入ってくるということですか。

○高橋委員　そうです。この資本計の10%以内という形で、数字を必ず入れてきます。

○若月委員　その資本計ですが、資本の部というのはどこにありますか。

○高橋委員　貸借対照表のほうにありまして、こちらは損益の数字になっていますので、本日の資料の中にはないということになります。

○若月委員　分かりました。ありがとうございます。

○梅崎会長　よろしいでしょうか。

ほかに何か御発言ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、令和2年入浴料金統制額の算定方法などについては、ただいま事務局の説明内容に沿って進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○梅崎会長　ありがとうございます。

次の議事に入ります。「令和2年会計調査対象浴場の選定条件について」、事務局から説明をお願いします。

○猪俣課長　それでは、説明させていただきます。

11ページの資料4をお開きください。会計調査を実施する浴場の選定方法について、御説明させていただきます。

会計調査の対象といたしましては、この条件を備える標準的な浴場40軒程度を選定いたします。

まず1の「燃料」につきましては、重油、廃油といった液体燃料、電気、ガス、もしくはソーラーの専用、またはそれらの併用であること。

2の「排水」につきましては、公共下水道を使用していること。

3の「用水」につきましては、上水専用または上水井水併用であること。

なお、原則として、併用比率は上水50%以上といたします。

軒数は次のページを御覧いただくと分かるのですが、上水1%~49%のほうが多いのですが、例年この基準でやらせていただいております。総括原価方式で求める方法が、前年度実績を基に翌年度の推定を行いますので、この条件を維持していきたいと考えております。

最後、4の「収入階層」につきましては、入浴料金収入が1100万円以上2600万円未満であることを条件としております。

次に、12ページの資料5をお開きください。これは、ただいま御説明いたしました会計調査対象浴場の選定条件に従いまして、令和元年9月に実施しました公衆浴場基本調査の結果から具体的に絞り込みをかけたものでございます。

網かけの部分が、ただいま御説明しました選定条件に該当する浴場数となります。

まず、公衆浴場基本調査の有効回答は、一番下の左のところに470軒とありますが、このうち左の燃料条件である木材等の雑燃を使用していない浴場は361軒となっております。

次の排水条件である公共下水道利用の浴場は361軒、このうち用水条件である上水50%~

100%が125軒、そして右側の収入階層条件である入浴料金収入が1100万円以上2600万円未満の浴場数は87軒となっております。

こうして絞り込んだ条件を満たします87軒の中から、40軒程度を調査対象浴場として選定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○梅崎会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら発言をお願いいたします。何かございますでしょうか。

それでは、「令和2年会計調査対象浴場の選定条件について」は、ただいまの事務局の説明内容に沿って進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○梅崎会長 ありがとうございます。

次に、議事の(4)「令和2年公衆浴場会計調査の実施について」に入ります。

これにつきましては、私から提案したいと思います。

統制額算定の基礎となる会計調査につきましては、会計調査の対象となる浴場の決算書や会計帳簿などを基に、それぞれの浴場の収支状況について調査を行います。これらの調査は専門的な業務になりますことから、学識経験者委員の中で公認会計士の高橋委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○梅崎会長 ありがとうございます。

それでは、会計調査の実施につきましては高橋委員にお願いいたします。高橋委員、よろしくお願ひいたします。

○高橋委員 かしこまりました。よろしくお願ひいたします。

○梅崎会長 次に議事の(5)「協議会報告案起草の付託(小委員会の設置)について」に入ります。

これにつきましても、私から提案いたします。

令和2年の入浴料金統制額に関する協議会報告案を起草するため、協議会設置要綱の第7に基づく小委員会を設置したいと思います。小委員会の構成は、学識経験者委員の伊藤委員、岸上委員、熊迫委員、小西委員、高橋委員、中山委員、私、梅崎の7名で構成いたします。

小委員会の会長は、協議会設置要綱第7の3、ただし書の規定により、私が務めさせていただきます。

また、小委員会での報告案の起草を受けて、次回の第5回協議会においてこれを審議、決定し、知事に報告書を出したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○梅崎会長 ありがとうございます。

それでは、次に議事の(6)「令和2年統制料金に対する意見・要望の聴取について」に

入ります。

小委員会の開催時には、会計調査の結果も踏まえ、報告案を起草してまいります。日頃お感じになっていることでも構いませんので、統制料金の改定などに対する意見・要望について委員の皆様から事前にお聞きしておきたいと思っております。

最初に、業界代表の委員から意見表明をお願いします。浴場組合から本協議会に要望書が提出されておりますので、要望書の配付と読上げを事務局からお願いいたします。

○猪俣課長 それでは、お手元に東京都公衆浴場業生活衛生同業組合さんからの要望が配付されたかと思っておりますので、こちらについて読上げをさせていただきます。

令和2年2月5日

東京都公衆浴場対策協議会

会長 梅崎 修 殿

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 近藤和幸

令和2年東京都公衆浴場入浴料金統制額に対する要望等について

都民の日常生活にとって身近な公衆浴場施設の確保について、深いご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

令和2年東京都公衆浴場入浴料金統制額の検討に当たり、下記のとおり要望等いたしますので、格別なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 入浴料金統制額は、平成26年7月1日と令和元年10月1日に大人料金が10円引き上げられましたが、いずれも消費税率が引き上げられたことに伴い、消費税負担相当額のみを大人料金に転嫁したもので、平成20年から11年間にわたり、実質的に入浴料金統制額は据え置かれたままの状況になっています。

浴場事業者が意欲的に経営改善に取り組んでいけるよう、入浴料金統制額の改定について要望いたします。

- 2 中東情勢の緊迫化の影響で原油価格が急騰しています。

原油価格の急騰は、電気料金及びガス料金の値上げだけでなく、衛生管理用品や消耗品等の価格にも悪影響が生じています。

入浴料金統制額の算定に当たりご配慮を賜りますよう要望いたします。

- 3 実践的な経営改善に資する専門家派遣など、東京都が実施する公衆浴場活性化支援実証事業の取組に対して、事業の周知などに協力し、利用者の拡大を図ることで、事業の継続に努めてまいります。

また、地域交流事業も促進してまいります。

以上でございます。

○梅崎会長 業界代表委員から補足説明があれば、お願いします。

○近藤委員 近藤でございます。

今、読み上げていただきました要望の中で、我々が皆様にお考えいただきたいと思うのが、我々の経営環境ですね、これを、ぜひよくしていただきたい。値上げだけではなく、いろいろな意味で経営環境をよくしていただきたいと思っております。

例えば事業継承、うまみのないお風呂屋さんで、息子たちが事業継承は嫌だよと言われないような環境を作ってほしい。それから、我々も業界の中で高齢化が進んでおりますので、廃業をやむなくしてしまうというところもあります。そんな中でも、料金も含め、周りの環境も含め、ぜひいい環境を作っていただきたいと願っております。

また、銭湯が廃業が続くことによって最近こういう声を聞くようになりまして、銭湯難民という言葉が出始めてきているんです。ですので、我々も1軒でも廃業しないように努力をして頑張っていきたいと思っております。

そんな中で、3番目の東京都の浴場組合の活性化支援実証事業というものに力を入れて頑張ってきて、そして事業継承をどんどん、あるいはもっと栄えるような形に動いていきたいと考えておりますので、どうかその辺のところを御理解いただければありがたいと思います。

○梅崎会長 ただいまの近藤委員からの要望及び説明について、御質問がございましたら御発言をお願いします。何かございますでしょうか。

それでは、続きまして利用者代表の各委員から意見表明をお願いします。

順番にこちらから、星野委員からお願いいたします。

○星野委員 初めて参加させていただいて、場違いな発言だと大変申し訳ないんですけども、この金額を見ていきますと、おっしゃったように余り上がっていないなというのが個人的な感想ではあります。

どの業界でも、漁師さんもよく燃料費が高いということで難しいんだよという話をニュースでも聞くんですけども、この公衆浴場のところもそういった燃料費の値上げということがどのぐらいの幅で今、起こっているのか、私は知識としてないもので、それに見合った金額で、なおかつ私たち消費者が銭湯に行ってみようと思える価格での上昇をお願いしたいと思っています。

ですから、まだその会計のところ分からないので今、幾らということは申し上げられないんですけども、このままだとちょっと厳しいのかなという考えはあります。以上です。

○梅崎会長 続いて、若月委員よろしくをお願いします。

○若月委員 やっと10円上がったけれども、例えばキャッシュレスを導入したりすると、その手数料だけでこの10円は消えてしまいますというような説明も聞いて、厳しい状況だなというのはよく分かる気はいたします。

ただ、厳しいから10円上げますとかやっていって、本当に抜本的な解決になるのかなと

というのは、私が言うまでもないことですが、その辺のところはすごく難しいのではないかと考えています。いろいろな努力をしていらっしゃるの分かりますし、昨日、御案内にもあったテレビの番組も見ました。『趣味どき！』という番組ですが、趣味として銭湯が取り上げられるようになったかと少々驚きました。内容は第1回というので正しい入り方みたいなことをドラマ仕立てですけれども、銭湯デビューする大学生ぐらいの男の子に常連のちょっとぶっきらぼうだけれども実は親切なおじさんが銭湯の使い方のいろはを伝授するみたいな設定でやっていました。

こういうところからやっていかなければいけないのかなということで、やはりちょっと隔世の感がありましたけれども、新しい人を呼び込むためにはこれも必要なのかなということで、すごく努力をしていらっしゃるというのは分かりました。

また一昨日の新聞でみたのですがある銭湯でバリアフリーの、介助が必要な人が家族と広いお風呂に気兼ねなくはいれる特別な浴室も作られているということで、とてもきれいなすてきなホームページも作っていました。

それで、よく分からなかったのが、こういう事業ができる方もあり、でも一方では維持していただくだけでも大変だよというのがある。その差というのはどこからくるのだろうかというところが不思議でした。その辺のところもう少し事情が分かると、金額が示されたときに少し考えやすいかなと思いました。

○梅崎会長 ありがとうございます。

それでは、次に大西委員よろしくお願ひします。

○大西委員 初めまして。前任委員が退任しまして、私も去年の12月に民生委員として東京都の会議に初めて出させていただいて、まだ1か月余りということでもよく事情が分かっていないんですけれども、銭湯との関わりとえば、私が民生委員になりたてのころは、私どもは江戸川区なのですけれども、弱者に風呂券というものを配っていた時代があったんですね。東京都全部じゃないでしょうけれども、江戸川区では結構な金額でそういった形の補助をしていたような気がします。そんなことを考えると、浴場組合にもそういった補助的なものがあるのかどうか、その辺もまだ分かりません。そういった方面で考えることも1つではないかと思ひます。

また、私自身、余り湯船に長く入るほうではなくてシャワー派なんです。そんな人間がここにいていいのかどうか、ちょっと分からないんですけれども、会のほうの推薦ということでここに来させていただいています。

そんな人間でありますので、ちょっと思ひついたことは、例えば銭湯というのは何だろう。ゆったりとした湯船に浸かって、わいわい隣近所がお話をする。そんなイメージではあったんですけれども、私どもの近くも、歩いて行ける距離に私が知っている限り3軒あった銭湯が今は1軒に減っています。それは、それなりに世の中が風呂のある家が増えたというような状況の中で変わってきたのかなとも思ひますけれども、そういったことも考えると、例えばお風呂屋さんの経営改革ということで湯船を小さくしてシャワー室を設け

るとか、そんなことも考えながら今、見たら10円の値上げと、今どき10円の値上げというのは何だろう。11年ぶりですか、10円上げたからといってどうにかなるものではないでしょうという感覚をちょっと抱きました。

その辺のところ、値上げの幅がどうのこうのというところは専門家じゃないとよく分からないとは思いますが、今の時代、11年前に比べたら物価も相当違っているでしょうしということで、値上げはやむを得ないのかなという気もしております。その中で、経営改革をぜひともやっていただければと思っております。

○梅崎会長 それでは、続きまして山下委員よろしくお願ひします。

○山下委員 ただいま、要望書を見せていただいて、もっともなお話だと思っております。一軒でも廃業しないように頑張っていらっしゃるといことも伺って、心強く思っておりますけれども、本当に大変だと思います。

先程、組合の理事長さんから、昨年のように大きな台風が来ると、煙突が壊れたり瓦が飛んだりして、修正にも、お金がかかる等お話を伺い、大変な事だと思ひました。

それで、いろいろな品物を用意していただいて、一生懸命やっいていらっしゃることが分かっておりますので、少しの値上げもいいのではないかなと、私はいつもそんなことばかりここで申し上げますけれども、心情的にそういう考えは持っております。

それから、地域交流の事業もどんどん促進していただいて、地域の人々に溶け込むようにということをお願いしたいと思ひます。以上です。

○梅崎会長 ただいまの意見表明につきまして、御質問などがございましたら御発言をお願いいたします。

先ほど、若月委員のほうから、テレビのお話と、すごくいい銭湯があるのに苦しい銭湯もあるというお話がありましたけれども、私は日々やっいてることなのですが、ああいうテレビを見ると、一番いい、頑張っている銭湯さんに行っ、それでいいなと思っしてしまうのですが、私は東武東上線沿いに住んでおりますけれども、東武東上線沿いの銭湯に全部入っ見る。少しエリアを広げて一店舗ずつ、一軒ずつ入っいくと、この店舗さんは大変そうだな、この店舗さんはちょっと頑張っているな、ここはおばあさんがやっいて大変そうだなとか、違いが分かってくると思ひますね。

そうすると、その公衆浴場の現状みたいなものがつかめてきますので、もちろん気持ちとしては雑誌に載っているような銭湯さんに行きたいなというのはあるんですが、もしあれでしたら同じ地域の複数店舗を見ることによってお客様の動向などが分かってくるのかなと思ひます。単なる意見ですが、そう思ひました。

それでは、続きまして学識経験者委員、関連行政機関委員の各委員からも御意見等、御発言をお願いいたします。

まずこちら側から、岸上委員、よろしくお願ひします。

○岸上委員 よろしくお願ひします。

ヘビーユーザーとしてそこまでは上げてほしくないんですが、銭湯サポーターと

していろいろな努力をしているとか、いろいろな大変さが分かっているのか、ちょっとの金額を上げてその事情が変わったらいいなと思います。

ただ、今、コストパフォーマンスはすごくいいとよく言われます。ですから、500円以下はとても大事だと思います。ちょっといっちゃん高く感じますけれども、500円以下だったらいいなと思います。

確かに銭湯は結構、皆様ギャップがあるかもしれませんが、どこかの意見は多分テレビに出ていないとか、余り取り上げていないかもしれないですけども、その周りの人にとっても大事な場所だと思います。私もあちこち全然知られていない銭湯をよく回っているんですけども、来ている常連さんとよく話して、皆さんにはここがなくなったらどうしましょうかという心配があるので、本当に皆さんの銭湯の応援とかは大事だと思います。

ありがとうございます。

○梅崎会長 小西委員、お願いします。

○小西委員 よろしくお願いします。皆さんがおっしゃっていたこととほとんど同じ意見なのでですけども、去年の価格改定の際にすごくたくさん私たちは議論をしたんです。それで、いろんな先生方からの意見が出ましたが、40軒と決めて調査してやるといったときに、その40軒が標準的ではなかったようなことが、たまたまその年の会計で起きてしまった場合のためにも、例えば87軒は対象になっているわけですから、バックアップとしてほかの事業者さんのこともデータに入れて分析するというか、価格決定をするときの判断する材料として取っておくことは大事なかなと思いました。

私は統計を仕事にしているので、もちろん一軒一軒お風呂屋さんに行ってその違いを肌で感じることもとても主観的に大事なんですけども、せっかく公衆浴場基本調査で全数対応してやっていますので、この価格を決定するときにもそういう調査を利用して、客観的に公平性とか透明性が保たれるようにして、総括原価方式ではあるものの、やっていけたらいいのかなと思いました。

皆さん頑張っていらっしゃるから、では一体幾ら上げればいいのかというところでも値段を決めなければいけないのですけれども、今の総括原価方式ですと当然値下げる方向にも動くことはありますので、方法は決まっているとはいえ、総合的に判断できるように事業者さんから集めている情報は有効活用していけたらいいなと思います。

○梅崎会長 高橋委員、よろしくお願いします。

○高橋委員 先ほど若月委員からの御質問もありましたし、小西委員からの統計のとり方といいますか、情報の集め方についてのお話もあって、私も改めて興味深く感じています。

この総括原価方式というのは、私もこの委員になって初めて、こういう考え方があるんだなということが分かったのですけれども、基本的には公共料金を決めるときに原価を積み上げて、そして事業者の一定利益も加味した上で価格を決めていこうという発想だと思うんです。

ですから、恐らく電力料金だとか、そういうものもこういった考え方に準じたもので議

論されていると思うのですけれども、そういう意味では公衆浴場の銭湯の計算に、これで長年きていますのでこれを当然継続するしかないのですけれども、軒数として40軒がいいのかとか、本質的な議論はあると思います。電力会社だったらそうブレないのですけれども、銭湯さんだと、では1軒変わったらその1軒が、確かに売上げの幅も決めていますので大きくそれで変わらないように工夫はされているのですけれども、結構その数字への影響はあるのかもしれないということもあります。

ただ、公正な銭湯の決算数字を集めるのも大変苦勞されているともお聞きしていますので、そう簡単にこの方法をまた変えるということもできない話ということの中で、我々もまずは決められたルールの中で数字を出して、そしてその意味づけについて考えていくというようなプロセスで、解釈として多少補正することがあり得るのかもしれないです。ただ、生の数字は生の数字で出していくというプロセスでまいりたいと改めて思っています。

それから、ちょっと話が変わりますけれども、我々公認会計士も中小企業支援とか、事業承継というのは非常に大事なテーマだということで、会計士協会でもいろいろな取組をしているのですが、この公衆浴場の業界もやはり中小企業ということで本当に大変だろうと思います。経営に関して大資本ではないので大変だと思いますので、先ほどの要望書の中での3番にも出ていますけれども、東京都が協力している経営改善に関する専門家派遣ですとか、こういった側面の支援というのは大変重要だろうと私も感じておりますので、御協力する機会があれば私も協力していきたいと思っております。以上です。

○梅崎会長 それでは、中山委員お願いします。

○中山委員 昨年、料金が上がって、私の周りの銭湯利用者がどのように感じているかといいますと、余り10円の値上げは気にせず、皆さんよく銭湯に通っておられます。

そして、私もいろんな銭湯に行く中で、470円という同じ料金を払っても随分サービスが個々の銭湯で違うのですけれども、サービスの内容が非常にレベルアップしているところが多いと感じています。

今まであった銭湯であっても、かなり居心地のよい場所となるように努力をされている感じがいたします。だから、私も銭湯ファンなのでいつも値上げしてあげたいとは思っているのですけれども、岸上委員の言っていたように、余り高くなり過ぎると客離れがくるとは思いません。

銭湯のよいところ、例えば見守りのある安全な入浴であるとか、健康の増進効果があるとか、あとは触れ合い入浴など、知り合いと来る時間を合わせて人との交流があるなど、分かっているだけでもいいことがいっぱいありますので、そういう面をアピールしつつ、今まで行っていない人が足を運ぶような知名度アップに銭湯の方だけでなく、やはり銭湯を存続したいと思っている東京都や行政の方がお手伝いをして、銭湯がどこにあるのか。それから、こんなサービスがあるんだとか、いろいろと値上げ以外に協力できる点というのをみんなで探して銭湯利用者を増やしていくといいのではないかと思います。

もっと話そうかと思っていたのですけれども、忘れてしまいましたので、また後で願

いします。

○梅崎会長 続いて、筧委員お願いします。

○筧委員 23区の副区長の代表として来ているのですけれども、葛飾区の銭湯の状況で思っていることを雑駁になりますが、お話をさせてください。

私どもの区では、利用者のサービス向上という視点と、銭湯の方の労働負担の軽減というところ、それから銭湯を若い世代に知ってもらおうということ、この3本の柱で補助の組み立てをしております。

例えば、利用者のサービスの向上であれば、ポイントカードという台紙をつくって、何日か来ていただいて満点になると次回無料で入れるというようなものですね。それから、ちょっとうちのほうは遅かったのですけれども、ボディーソープ、シャンプーの常備を始めています。それから、お年寄りの方が立ち上がりやすいように椅子を高くするというのも整備しようということをやっています。

それから、干支石けんに始まってショウブ湯とか、ユズ湯とか、ハーブ湯とか、リンゴ湯とか、そういう利用者のサービスの視点で事業を組み立てています。

また、労働負担の軽減では、東京都さんが行っていただいているガス化が非常に労働の軽減では有効です。雑然を使って若い経営者の方は単価の関係があつてなかなかガス化に踏み切っていないのですが、高齢の経営者の方はガス化に踏み切っていただいて、労働負担の軽減がされたという声を聞いています。それで、私どもも東京都の助成に少し上乗せして、あとは燃料費なども助成しながらやっているところでございます。

それから、銭湯を知ってもらおうということで、例えばうちの銭湯の組合の方が11月に学校に訪問して子供たちに無料の券を配って、家族で11月だと2回入っていただくということで、11月の1か月で1万人以上の方に来ていただいています。

ただ、ちょっと難しいのは、無料の期間を過ぎるとやはり減ってしまうというところがあるのですが、銭湯は広くて入浴して気持ちがいいというところで、アンケートなどもほとんど自分のうちにお風呂があるという中で、そういう方が来ているので、少しでも銭湯のよさを知っていただいて継続的に来ていただく形ができればいいなということでやっております。

今日の主眼で、入浴代については利用者にとって難しい部分もあるのですけれども、やはり組合の方が実感している金額というのもあると思うのですが、専門家の方の御意見の中でその辺が着地点かなと思っているところでございます。

非常に雑駁ですけれども、以上でございます。

○梅崎会長 ありがとうございます。

これで、各委員から意見表明などがありました。全体を通じてさらに御意見、御質問などがありましたら御発言をお願いします。

どうぞ。

○近藤委員 各委員の皆様から貴重な御意見をいただきまして、本当に応援と思えるよう

な貴重な御意見をありがとうございます。

我々のほうも、いろいろな皆さんの御意見を踏まえながら、常々行動しております。一番問題なのがコストパフォーマンスで、470円払っていただいて、来ていただいた方が笑顔で帰れる。そして、また来たいと思える。そんな銭湯を我々は築いていかなければいけない。それには、お金をかけて直すのも1つでしょう。

でも、そうではなくて会話をする事、人と人とのつながりを大事にすることによって、お客さんにいい気持ちで帰ってもらう。いい空気をつくる。それも、1つの方法だと思います。

ですので、先ほど委員のほうからお話がありました『趣味どき!』ということでNHKで取り上げていただきました。これは非常に大きなことです。これが24分番組で8回、2月、3月とあります。銭湯の魅力をたっぷりと知らせていただいています。

この中で、昨日第1回目があったときに、私は心に残った言葉がありました。第二の我が家、銭湯に行ったら第二の我が家だ。それからもう一つが銭湯マジック、どうしてこんなに気持ちがいいんだろうというマジックですね。銭湯の入り方が分からない人たちが来たときに、そういった気持ちになれる。そういったことを、我々は突き詰めていかなければいけない。

そして、銭湯の価値がどれだけあるのか。災害もそうですし、子供たちにとってもそうですし、お年寄りの健康にとってもそうですし、認知症の見守りもそうですし、いろんな面で我々の価値が上がっていくということが大事なかなというふうに私は思っております。

そして、組合員にも常々それを言うておりますので、大分、組合員の意識も変わってきているのではないかと思っております。ありがとうございます。

○梅崎会長 ほかに、何か追加の御発言はありますでしょうか。

どうぞ。

○中山委員 話すことを思い出したので、補足させていただきます。

葛飾区のほうでは、入浴の機会を増やすために若い人に銭湯を知ってもらう取組とかをしているということなのですが、まさにそういうことが今後ユーザーを増やす大事なことだと思うんです。これは料金を決める会議なわけですが、そういうきっかけをみんなで手伝えないものかなと思いました。

それで、昨年来、銭湯の中はどうなっているのか分からないから入れないという人がいるのですが、今、東京の銭湯に行きますと、きれいに撮られた内部の写真が表にばんと大きく出ているんです。こんな感じなのかと思えば、行ってみようかなと思うし、この会議はほかのところで出てきた意見をどんどん取り入れられて、人が入りやすい銭湯になってきていると思います。

ただ、行ったことがないから行かない。でも、私の周りで行き始めた人は繰り返し行っているんです。その仲間もそうですし、イベントで家族入浴券をもらった子供がお父さん、お母さん行くと行って、家族がすごく好きになってしまって、疲れると銭湯に行く。今日は銭

湯に行こうという日が増えていって、お父さんだけは毎日行っているとか、いろいろあります。

そして、銭湯にとっていいだけではなく、その人たちが健康になっているんです。今年、うちは誰もインフルエンザにかからなかった、風邪を引かなかったとか、医者で統計学的に何もないことを言うのはどうかと思われる方もいるかもしれませんが、実際に銭湯に行っている方はしっかり温かい湯で体温を上げているせいか、皆さん風邪を引きにくいんです。そして、皮膚の乾燥などもちゃんとお風呂に入っているほうがいいということは皮膚科学会でも分かっていることなので、いろんな面でぜひ大きなお風呂で入る気持ちよさですね。

それから、お風呂の事故は私の患者さんでも多いものですから、大きいお風呂に入ってもらいたいと思いますし、いろんな点からユーザーを増やすためのアピールとか、一回でも行ってもらいたい。そのところのお手伝いをできたらと思っています。

会議の趣旨とは関係ないかもしれませんが、葛飾区の取組の話聞いて、非常に素晴らしいと思いました。以上です。

○梅崎会長 近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 度々、すみません。中山委員の発言は、非常にありがたいと思います。それで、活性化支援実証事業を東京都が組んでいる中で、今お話にありました見える化ということで、去年が100軒ほど、それから今年が60軒ほど、中の湯船とか脱衣所の見える化ということでアピールしております。

そうしたら、結構それが評判になりまして、営業外でもそこを通った人が、お風呂屋さんというのはこんなになっているんだ、行ってみたいねという言葉が、営業者ではなくてたまたまそこにいた町の人みたいな雰囲気話を聞いていると、そういう声が随分上がるんです。ですので、これも1つの成果かなと思っています。ありがとうございました。

○梅崎会長 今までのお話で、人生の中で一回も銭湯に行ったことがない人というのはまだまだ都民の中にいて、その人たちにとっては銭湯に行きたいという気持ちがはっきりしていない。そういう人たちに銭湯に一回でも来てもらってファンになってもらう。昔行って知っているけれども行かなくなってしまう人に来てもらうだけのアピールではなくて、まさにゼロ回の人たちにアピールできればいいのかなと、お聞きしていて思いました。よろしいでしょうか。

では、ただいまの各委員の御意見、御発言を参考にして、小委員会での報告案を取りまとめたいと思います。

次に、第4の「報告事項」に入ります。

報告事項は2件ありますが、一括して説明をお願いします。

○猪俣課長 それでは、「報告事項」につきまして御説明させていただきます。

お手元のタブレット端末は、13ページの資料6をお開きください。少し文字が小さいので、見にくいところは御了承いただきたいと思います。

まず、「都内公衆浴場数の推移及び入浴料金統制額の改定状況」の資料でございます。

上段の1、「都内の公衆浴場数等の推移」でございますが、昭和43年に一番左端の総数2,687軒をピークにして、その後は公衆浴場数というのは減少の一途をたどっておりまして、一番右側の昨年の12月末現在で520軒となっております。このうち、下にいきまして区部に所在する浴場数につきましては473軒、市部は47軒となっております。

次に利用人員なのですが、上の1番の表の下から2番目のところでは、1浴場の1日当たりの平均利用者数を記載しております。こちら昭和43年には1日平均530人の利用がありましたけれども、自家風呂の普及とともに減少し、平成20年以降は120人～140人の間で推移しておりますが、御覧いただくと分かりますとおり、平成25年の119人から26年は120人となっておりますが、この辺りから増加傾向でございます。

令和元年につきましては現在集計中でございますので、そちらが記載されていないのは御了承いただきたいと思っております。この利用者数につきましては、私どものほうで基礎調査の中で収入額等をいただいておりますので、そこから料金等で割り返すなど推計値として作らせていただいております。

次に、一番下の自家風呂保有率を御覧ください。こちらは、総務省が5年に1回実施している「住宅・土地統計調査」の数値を記載しております。都内の公衆浴場数が戦後最多だった昭和43年の自家風呂保有率というのは42.2%と5割に満たない状況だったのですが、その後、割合が増え続けまして、平成20年の自家風呂保有率というのは97.6%となっております。ですので、現在都民のほとんどの方は自宅で入浴できる環境になっているということが読み取れます。

なお、これ以降、記載がございません。これは5年に1回の調査なので、平成25年、平成30年と調査されているわけなのですが、この「住宅・土地統計調査」の中では自家風呂の有無に関する調査というのはもう行われておりませんので、以後統計がないという状況になっています。恐らく、自家風呂の保有率が非常に高くなっておりますので、調査する必要性という点によるものかなと思っております。

次に、先ほど申し上げた「区市別公衆浴場数」なのですが、令和元年12月末現在の浴場数を区市別に見たときに、都内の公衆浴場の9割以上が23区内にあるという状況で、全ての区に公衆浴場というのは所在しております。

このうち、浴場数が最も多いのが、真ん中あたりにあります大田区の38軒、次いで一番下の江戸川区の32軒、それからその2つ上の足立区の31軒と続いております。

一方、市部につきましては、御覧いただきますように浴場数が最も多いのが上から6番目の府中市となっております5軒、それ以外は5軒より少ないということになっておりまして、ちなみに1軒もない市につきましては青梅、日野、福生、清瀬、多摩、羽村、あきる野と7市でございます。

また、町村につきましては公衆浴場、いわゆる銭湯については所在しないということになってございます。

次に、下段の左の2番の「東京都公衆浴場入浴料金統制額の改定状況」ですけれども、一番上の昭和63年から令和元年まで、改定年とその内容が記載されております。直近の改定は本日再三出ていますけれども、昨年、消費税率が8%から10%に引き上げられたということもありまして、昨年の10月1日に2%の消費税の引上げ分、10円を大人料金に反映したという料金改定を行っております。その前は、平成26年に改定がされているという状況です。

次に、1ページ進んでいただいて、14ページの資料7をお開きください。こちらは、昨年の協議会報告書です。第3回の協議会の中で報告書として検討いただいた結果でございます。こちらが、全文となっております。簡単に、おさらいを兼ねまして御説明させていただきます。

1番の「入浴料金統制額の試算結果」から、2番の「経済情勢等その他入浴料金統制額を検討するに当たって考慮すべき事項」、それから3番の「入浴料金統制額に関する本協議会の結論」までは、令和元年入浴料金統制額に関する検討内容と、「統制料金の中で大人料金を10円値上げし、中人料金と小人料金は据え置くことが適当であり、時期については、消費税率引き上げに合わせて10月1日の予定とする。」と、その協議会での結論の内容について、検討結果について述べておるという内容になってございます。

それから、資料7の14ページの下から3行のところですね。4番の「協議会意見」以降でございますが、協議会意見につきましては公衆浴場業界の将来的発展に向けて、5項目にわたる協議会意見をいただいております。

まず第1ですけれども、(1)で浴場施設内の禁煙化100%達成や無料で使えるボディソープ、シャンプー等の浴室への常備が全体の80%近くになったことを評価し、引き続き実施していくとともに、今後も利用者ニーズや利便性に配慮した様々なサービスの向上に努めること。

それから(2)ですが、利用客数や利用客の反応について調査をするなど、今回10円引き上げたということで、統制額改定に伴う入浴料金の値上げが及ぼす影響を把握し、利用客を拡大するために経営努力を続けること。

(3)は、近年、映画やテレビドラマ、情報番組等で銭湯が頻繁に取り上げられている。先ほど『趣味どき!』の話もありましたが、そういう業界の追い風を受けているという状況の中で、これをチャンスと捉えて、それぞれの浴場が創意工夫し、利用者拡大を図ること。それから、昨年度から東京都が実施しております公衆浴場活性化支援実証事業なども活用して、公衆浴場の活性化や後継者育成などに取り組んで事業の継続に努めていただくこと。

それから、(4)ですけれども、公衆浴場組合ではホームページやSNS、PR動画を作成し、若者や外国人向けに公衆浴場の魅力を積極的に発信しておられますが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が今年開かれますので、日本の入浴文化である銭湯を知ってもらい、世界に発信していく絶好の機会ということもあり、公衆浴場組合では2020年に

向けて東京都の文化の取組である「Tokyo Tokyo FESTIVAL」の中で、「TOKYO SENTO FESTIVAL 2020」というものを企画しておられるので、公衆浴場を舞台にしたアートイベントの準備を進められているということがございます。

こうした利用者拡大に向けた組合の努力を高く評価しまして、今後も我が国の入浴文化や銭湯ならではの魅力を国内外に広めるため、引き続き取組を推進していただくというところでございます。

最後に（５）ですが、公衆浴場が地域の拠点施設として、その社会的役割を果たしていくため、区市と連携した健康増進事業等の実施、施設の耐震化、使用燃料のクリーン化に積極的に取り組んでいただくこと。

以上、５項目について協議会として公衆浴場組合さんのほうに意見を表明させていただいたというところでございます。こちらにつきましては、また後ほど取組について近藤委員から御説明いただけるということになってございます。

続きまして、16ページを御覧いただきます。令和元年の「公衆浴場入浴料金原価計算表」でございますが、先ほど御質問等もいただきましたけれども、昨年の検討結果としての原価計算表が記載されております。こちらの説明につきましては、省略させていただきます。昨年の協議会報告の全文ということで、以上を御説明とさせていただきます。

次に、17ページの資料8をお開きください。この資料は、ただいま御説明した昨年の協議会報告の中で意見として表明された項目について、その後の取組状況をまとめたものでございます。

浴場組合さんのほうから、聞き取りました実施状況を私のほうから御説明させていただきます。先ほど申し上げたように補足の部分を近藤委員から説明していただければと思っておりますので、まず事務局から簡単に御説明させていただきます。

まず、第1の項目の「施設内の禁煙化、無料で使えるボディーソープやシャンプー等の常備」ですけれども、施設の禁煙化、または分煙を行っている浴場は平成30年の9月1日に100%を達成しております。令和元年も、引き続き維持されているという御報告をいただいております。

右側の無料で使用できるボディーソープとシャンプーを常備している浴場につきましては、昨年の9月1日時点で83.6%までに増加してきており、着実に促進が図られてきています。先ほど、ちょっとそのようなお話もいただいておりますので、そういったことによってさらに取組を進めていただいているということかと認識しております。

2番目の「利用者拡大を図る取組事例」ですけれども、浴場組合におかれては次々に新しい取組を進めてきていただいておりますので、一部その内容を掲載させていただきます。

まず上からいきますが、「銭湯サポーターフォーラム2019」は、浴場の利用促進に向け、銭湯の応援団「銭湯サポーター」と言われる方々と浴場組合の交流促進等を目的に開催し

ておりまして、今回が5回目になります。昨年の10月5日に開催されておりまして、280名が参加されたということでございます。

こちらは、銭湯をこよなく愛し、応援したいという方々と浴場組合が今後も協力・連携を深めて、公衆浴場の活性化につなげていくということが期待されるもので、都としてもこうした取組を支援しているところでございます。

また、その次でございますが、3年前から「銭湯入門塾」として外国人等、銭湯未経験の方をターゲットに、銭湯の魅力を発信するイベントが2回開催されております。

1回目は、7月13日に足立区の曙湯を会場に、ゲストハウスに宿泊する外国人16名の方を対象に、銭湯の歴史紹介、銭湯見学会、まきをくべる体験、入浴体験などが実施されております。

また、2回目は市部ということで、10月26日に立川湯屋敷梅の湯さんを会場に、20代から高齢者まで幅広い年齢層14名を対象に、「銭湯川柳教室」と題して川柳の歴史、川柳講座、入浴などの催しがあり、いずれの会も、大変好評だったと聞いております。

続きまして、18ページをお開きください。

3番目の「公衆浴場活性化支援実証事業」でございますが、こちらは東京都が実施するこの事業を利用し、利用者の拡大を図っていただき、浴場の事業の継続につなげていただくという取組でございます。

「主な事業内容」といたしましては、そちらにございますように専門家派遣、こちらは20浴場に専門家の方を派遣しまして具体的な改善策を助言させていただき、それを受け、浴場の経営者の皆様に改善していただいて利用者の拡大を図っていただくという取組でございます。

また、2つ目の経営やノウハウを学ぶ連続セミナーにつきましては、4回1コースということで実施させていただいております。こちらは、経営に関心のある方を対象にしまして、浴場経営者の方からお話を伺ったり、実際に浴場を会場として実施することで経営のノウハウを学んでいただくものでございます。

それから、3番目の「浴場経営者との交流会の開催」ですけれども、こちらは、今月に実施する浴場経営の支援に関心がある事業者と浴場経営者との交流会などを実施します。

最後に「銭湯働き方体験ツアー」ですけれども、こちらは銭湯に対する関心や来訪意向、それから働き手などを探すため、都内浴場を会場に銭湯で実際に働き方を体験するなど、そういうものを実践していただき、働く意欲を高めていただいたりしているというものを3回ほど実施させていただいております。

この公衆浴場活性化支援実証事業というのは銭湯ラボとも言われておりまして、今年度が2年目になっていまして、3年間、事業として実施するということになってございます。

それから、最後に第4の項目ですけれども、その下「銭湯の魅力を国内外に伝える取組を、引き続き進めること」につきまして、平成27年4月から浴場組合さんのほうでホームページを全面的にリニューアルし、多言語化を図るとともに、SNSを活用した銭湯情報の発

信を続けていまして、その実績を掲載してございます。

まず、昨年度、浴場組合さんが外国人の方に銭湯の魅力をPRするための動画を作成したことについて述べております。浴場組合さんでは、チャンネル登録数が非常に多い外国人ユーチューバーの方、お二人に動画の作成を依頼し、平成29年11月と30年1月に動画サイトで公開しております。

「ユーチューバー2名に依頼」という下のところにありますように、視聴回数がSharla（シャーラ）さんが52.2万回、John Daub（ジョン・ドーブ）さんが26.1万回ということで、非常に多くの方にこの動画サイトを御覧いただき、その効果はかなり発揮されているのではないかといいるところとなっております。

最後に19ページで5番目ですけれども、「健康増進事業やコミュニティの再生、耐震化の促進、使用燃料のクリーン化、省エネ化」についてでございます。先ほど補助金のお話などもございましたが、補助事業などを活用していただいて、実際に健康増進、耐震補強、それから都市ガス化、省エネ化などを図っていただいているという事業でございます。

ミニデイサービスや健康体操などの一番上の健康増進事業が実施できるスペースの確保、それからバリアフリー化を図るため、昨年4月1日から12月末の間に現在改築工事中の浴場が実際に1軒、大規模改修を行っている浴場が3軒となっております。

なお、こうした施設の改築、改修には多額の資金を必要とすることから、経費の一部を都として助成を行っているところです。

浴場施設の耐震化の促進と、使用燃料のクリーン化・省エネ化につきましては、同じく昨年4月から12月までの間、都の助成制度を活用して実施した浴場数を掲載しております。

耐震補強工事に関しましては、実施浴場が37軒、それから都市ガス化、省エネ化につきましてはそちらに5つほど項目がございますが、それぞれ軒数を記載させていただいております。

長くなりましたが、以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○梅崎会長 資料8の協議会報告意見に対する取組状況について、浴場組合として補足説明があればお願いします。

○近藤委員 それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、第1の施設内の禁煙化、ボディーソープにつきましては、おかげさまで我々の努力も報われまして、禁煙化については100%ということで、これは中小企業の生衛16団体の中ではトップクラスであるということで自負しております。

それと、ボディーソープ、リンスインシャンプーについては83.6%ということで、ほぼかなりのお風呂屋さんがやっけていただいて、逆に言うと今これによって手ぶらで来るお客さんが増えているといういい結果が出ております。また、もし買うとすれば30円、40円、60円、80円とかかかってしまうものが無料でできるという利点もありますので、お客さんに喜んでいただいているなということを実感しております。

それから、2番目の利用者の拡大についてですが、銭湯サポーターフォーラム、これは

今6,000人近い銭湯サポーターがおります。その皆さんがSNS等々でPRをしていただけます。その中で銭湯サポーターフォーラムということでやらせていただきましたら、応募数が余りにも多いので抽選という形でやらせていただいております。そういうことで、ファンも銭湯サポーターの方も一生懸命、銭湯を何とかしたいという空気が見えております。

それから、外国人へのアピールですが、インバウンドについていろいろな取組を我々はしております。

それから、銭湯川柳もなかなか楽しいもので、私もこの間、参加しましたが、銭湯のよさとは何ぞやというところを皆さんにやっていただいて銭湯のアピールになるのではないかと考えております。

次に、3番目ですね。活性化支援実証事業ですが、実際にこれを受けている方々が興味を持たれて、それに参加したいという方もかなりの人数が増えております。我々の業界にとって、ありがたいことだと感じております。

また、継承して事業をやりたいという方も二十何組、手を挙げていただいているので、何とかそのマッチング事業を進めていきたいと考えております。

4番目は、インバウンドの方々になるべく銭湯の日本の文化というものを知ってほしいということで、ユーチューバーの方なんですけれども、昨年やっていただきましたJohn Daub（ジョン・ドーブ）さん、Sharla（シャーラ）さんについても、そのおかげで外国の方が本当に旅行バッグをがらがら引っ張りながら銭湯へ来るというパターンが非常に増えました。

それで、我々のほうも、これは英語も多少話さないといけないなということで、今回はインフルエンサーの方々に頼んで銭湯を発信してもらおう。それで、国を出る前に、日本には銭湯があるぞということをまず認識してもらおう。だから、日本に行ったら銭湯に入りたいということで、その先をやってみたいと考えております。

そして、これだけ外国の方が増えてきたら、我々は余り英語は得意ではないので、前は指差し案内マニュアルというのを作ったのですが、それでは足りない。実際に私もこの間、使ってみたのですが、手渡し案内マニュアルというのを作りました。それで、外国の方が来たら、まず靴を脱ぐ。それから、現金を払うということがまず分からない。ロッカーを使うということも分からない。男湯も女湯も分からないということで、そういったものを英語版でもって手渡しをして、これを見ながらお入りくださいという形を作ってみました。これを各浴場さんに10枚ずつ配って、外国の方が来たらおもてなしができるのではないかと試みもしています。

それから、5番目です。東京都さんからいろいろな補助金もいただきながら我々は何とか頑張っておりますが、そんな中で昨年もそうなのですが、最近台風、ゲリラ豪雨、それでも結構な災害を受けてしまう。民間の方もそうですが、我々の業界もそうなんです。そこで災害救助法が適用になったときに、我々が都民の皆さんに浴場で入浴の支援ができるように、ぜひ耐震の補強をどんどん進めていきたいと思って、組合員の皆様には、お金

はかかるかもしれないけれども、補助金もあるんだよ、我々が潰れたら何の地域貢献もできないよということで訴えております。

そのようなことで我々はやっておりますので、ちょっと補足説明をさせていただきます。ありがとうございます。

○梅崎会長 ただいまの報告事項につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

どうぞ。

○星野委員 基本的なことをお伺いしたいのですが、資料を読み切れなくて、13ページにあります区市別公衆浴場数の中で、東京都は島嶼部は仕方ないかと思いますが、村と町があるのですが、これが抜けているのは、そういうところに補助はしないんですか。基本的なことですみません。

○猪俣課長 私の説明が早かったので申し訳ないですが、町村自体はいわゆる銭湯と呼ばれる公衆浴場がそもそも一軒もないです。

○星野委員 資料にないところがあるけれども、ではここに載っているのは、あったけれどもなくなったということですか。

○猪俣課長 そうですね。全部町村さんもゼロと書くのが、より丁寧だと思いますけれども、もともと町村さんは島嶼部も含めてないので、そこは省略させていただいているという状況です。

○梅崎会長 ほかに何かございますでしょうか。

それでは、以上で本日の議事は全て終了しました。

最後に、事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○猪俣課長 それでは、最後に連絡事項をお伝えさせていただきます。

本日、小委員会の設置が決定されましたので、小委員会及び第5回の協議会につきまして、委員の皆様のお都合をお聞きして開催日を決定したいと考えております。先ほど申し上げましたが、お手元に紙で日程調整表をお配りしてございます。そちらに、お手数ではございますが、マルバツをお付けいただき、本日御提出いただける方に関しましては事務局の職員にお渡しいただければと思います。

本日、御都合が分からないような方がございましたら、お持ち帰りになって御記入いただいても構いません。その場合、お手数ではございますが、2月14日の金曜日までにファクシミリにて御返信をいただきますようよろしくお願いいたします。

極力、全員の方に御出席いただける日程としたいと考えておりますが、やむを得ず調整がつかない場合につきましては、できるだけ多くの委員の方に御出席いただける日に決めさせていただきますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

また、お帰りの際、エレベーターを降りた1階にゲート併設の回収機がございますので、お手元にごございます一時通行証をそちらにお入れいただいてゲートを通過していただきますようお願いいたします。

連絡事項は、以上でございます。

○梅崎会長 それでは、本日の会議はこれで終了します。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後 4 時32分閉会